

奈良県医療審議会医療法人部会委員名簿

(任期：令和2年9月30日まで)

(五十音順、敬称略)

区 分	氏 名	職 名
学識経験者	石澤 美保子	奈良県立医科大学医学部看護学科長
	高橋 裕子	京都大学大学院・医学研究科特任教授
医療を受ける立場	岡下 守正	奈良県町村会代表(大淀町長)
医 療 関 係 者	竹村 惠史	奈良県医師会副会長
	古家 仁	奈良県病院協会会長
	南 尚希	奈良県精神科病院協会会長
	東浦 宏守	奈良県歯科医師会会長

奈良県医療審議会組織運営規程

(組織)

第1条 奈良県医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第2条 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第3条 審議会に会長をおく。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選されたものが、その職務を行う。

(専門委員)

第4条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内をおくことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に所属する委員のうちから互選されたものが、その職務を行う。

6 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(雑則)

第7条 以上のほか、議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は審議会在が定める。

付 則

この規程は、昭和61年11月19日から施行する。

奈良県医療審議会部会設置運営要綱

(設置)

第1条 奈良県医療審議会（以下「審議会」という。）に、医療法人部会（以下「法人部会」という。）、救急医療部会（以下「救急部会」という。）、医療安全部会（以下「安全部会」という。）、地域医療部会（以下「地域部会」という。）、小児医療部会（以下「小児部会」という。）及び産婦人科医療部会（以下「産婦人科部会」という。）を置く。

(組織)

第2条 法人部会、救急部会、安全部会、地域部会、小児部会及び産婦人科部会は、会長が指名する委員15人以内でそれぞれ組織する。ただし、委員については審議会委員のほか、学識経験者等から指名することができる。
2 前項ただし書により指名された委員の任期は、審議会委員に準じるものとする。

(掌握事務)

第3条 法人部会、救急部会、安全部会、地域部会、小児部会及び産婦人科部会の掌握事務は、それぞれ次に掲げる事項とする。

1 法人部会

- (1) 医療法人の設立認可に係る審議に関する事項
- (2) 医療法人の設立認可の取り消しに関する事項
- (3) その他医療法人の重要事項の調査審議に関する事項

2 救急部会

- (1) 救急医療対策の総括的検討に関する事項
- (2) 救急業務の高度化推進に関する事項
- (3) 救急医療情報システムの有効活用に関する事項
- (4) その他救急医療体制の整備に関して必要と認める事項

3 安全部会

- (1) 医療安全対策の総括的検討に関する事項
- (2) 関係団体等との連携、調整に関する事項
- (3) 相談事例の分析、検討等に関する事項
- (4) その他医療安全推進体制の確保に関する事項

4 地域部会

- (1) 公的病院等の役割、在り方に関する事項
- (2) 公的病院等を含めた医療機関の機能分担と連携の確保に関する事項
- (3) 公的病院等における経営効率化、運営の見直しに関する事項
- (4) 地域医療を担う医師の養成・確保の推進に関する事項
- (5) 地域における医療提供体制の再編・合理化・連携の推進に関する事項
- (6) その他地域医療の充実に関する事項

5 小児部会

- (1) 小児医療提供体制に関する事項
- (2) 小児科における医療資源の集約化・重点化に関する事項
- (3) 小児救急医療の推進に関する事項
- (4) その他小児医療の充実に関する事項

6 産婦人科部会

- (1) 産婦人科医療提供体制に関する事項
- (2) 産婦人科における医療資源の集約化・重点化に関する事項
- (3) 産婦人科救急医療の推進に関する事項
- (4) その他産婦人科医療の充実に関する事項

(会議)

第4条 法人部会、救急部会、安全部会、地域部会、小児部会及び産婦人科部会の会議(以下「会議」という。)は、それぞれの部会長が召集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 会議は、部会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した部会委員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係機関の職員の出席等)

第5条 部会長は、その調査審議の参考に資するため関係機関の職員に対し、資料の提出を求め又は出席を要請することができる。

(庶務)

第6条 法人部会、救急部会、安全部会、地域部会、小児部会及び産婦人科部会の庶務は、奈良県医療政策部において行う。

(その他)

第7条 この要綱の定めるもののほか、法人部会、救急部会、安全部会、地域部会、小児部会及び産婦人科部会の運営について必要な事項はそれぞれの部会長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、昭和61年11月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年10月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年3月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年3月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年9月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。